

関市総合計画審議会設置条例

昭和42年12月26日関市条例第29号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、関市総合計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 市長の諮問に応じて、市の総合計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行うため、関市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員20名以内で組織し、その委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 農業委員会、教育委員会等の委員
- (2) 公共的団体等の役員
- (3) 学識経験を有する者
- (4) 前3号に掲げる者のほか市長が必要と認める者

2 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、これを解嘱することができる。

- (1) 職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (2) 職務上の義務に違反し、又はその職務を怠ったとき。
- (3) 委員としてふさわしくない非行があったとき。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選による。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(部会の設置)

第7条 会長は、市長と協議のうえ審議会に専門の事項を調査、審議するため、必要に応じ部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市長の定める機関において行う。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、市長が定める。